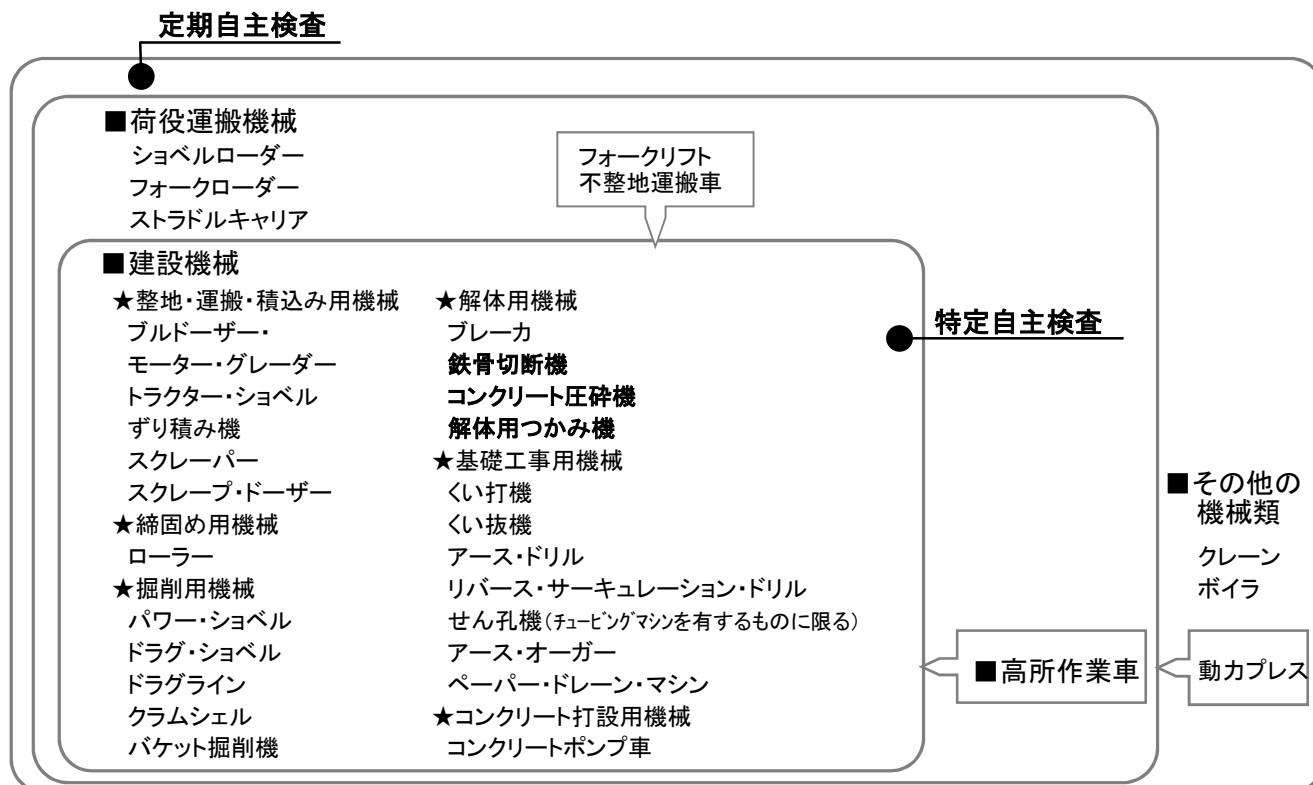


特定自主検査を実施しましょう。

特定自主検査の普及・促進が、安全確保の第一歩です。

■建設機械・荷役運搬機械などには、労働安全衛生法により定期自主検査が義務づけられています。



■車両系建設機械・フォークリフトなど(動力プレス)にも、自動車の車検制度に似た検査制度があります。

上表に示すような、労働安全衛生法(施行令)で指定された一定の機械については、定期自主検査(年次・月次など)を行う必要があります。

■特定自主検査とは

定期自主検査を行わなければならない機械のうち、建設機械(油圧ショベルなど)や荷役運搬機械(フォークリフトなど)等、特定の機械については、1年以内に1回(不整地運搬車は2年に1回)、一定の資格を持つ検査者の検査を受けなければなりません。

この検査を「特定自主検査」といいます。

■ 特定自主検査の方法

特定自主検査の方法としては、ユーザーが自社で使用する機械を、資格を持つ検査者に実施させる「事業内検査」と、ユーザーの依頼により登録検査業者が実施する「検査業者検査」とがあります。

■ 特定自主検査を行うには次の資格が必要です。

※事業内検査

- 厚生労働大臣が定める研修を修了した者
- 国家検定取得者等一定の資格のある者

※検査業者検査(特定自主検査機関)

- 厚生労働大臣に登録した検査業者
- 都道府県労働局に登録した検査業者

□ 特定自主検査機関(検査業者検査)

労働安全衛生法及び関係規則に規定する特定自主検査を外部委託する場合は、労働安全衛生法の規定により登録を受けた特定自主検査機関でないとできません。

新潟県内の特定自主検査機関については当局ホームページの特定自主検査機関名簿をご覧ください。(新潟労働局長の登録を受けて特定自主検査を行っております。)

■ 検査済標章(ステッカー)などの発行

検査を済ませた機械には、それを証する検査済標章(ステッカー)を貼付しなければなりません。

- 定期自主検査済標章
- 特定自主検査済標章(事業内検査用・検査業者検査用)
- 出荷標章(定期自主検査用・特定自主検査用)

■ 検査記録表の作成・管理

特定自主検査の検査記録は3年間の保存義務があります。

□ 特定自主検査を行うべき機械の種類

機械の種類		検査期間
車両系荷役運搬機械	フォークリフト	1年1回
	不整地運搬車	2年1回
車両系建設機械	整地・運搬・積込み用機械 1 ブル・ドーザー 2 モーター・グレーダー 3 トラクター・ショベル 4 ずり積機 5 スクレーパー 6 スクレープ・ドーザー	1年1回
	掘削用機械 1 パワー・ショベル 2 ドラグ・ショベル 3 ドラグライン 4 クラムシエル 5 バケット掘削機 6 トレンチャー	
	基礎工事用機械 1 くい打機 2 くい抜機 3 アース・ドリル 4 リバース・サーキュレーション・ドリル 5 せん孔機(チューピングマシンを有するものに限る。) 6 アース・オーガー 7 ペーパー・ドレーン・マシン	
	締固め用機械 ローラー	
	コンクリート打設用機械 コンクリートポンプ車	
	解体用機械 ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、 解体用つかみ機	
	高所作業車(作業床の高さ2m以上)	
動力により駆動されるプレス機械	1年1回	

検査資格者になるための研修や検査済標章などについては、(公社)建設荷役車両安全技術協会新潟県支部(025-285-4699)にお問い合わせください。

□ 特定自主検査強調月間の実施

特定自主検査に対する理解と認識を高めることを目的に、毎年11月を「特定自主検査強調月間」と定め、厚生労働省・経済産業省後援、各労働災害防止団体協賛で全国一斉に特定自主検査の普及促進に努めています。

特定自主検査対象機械

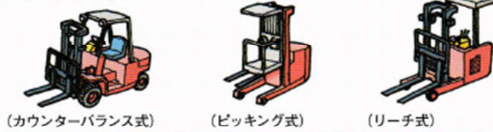
特定自主検査お済みですか？

作業前に検査済標章を確認しましょう



車両系
荷役運搬
機械

●フォークリフト



●不整地運搬車



車両系
建設機械

●整地・運搬・積込み用機械



トラクター・ショベル

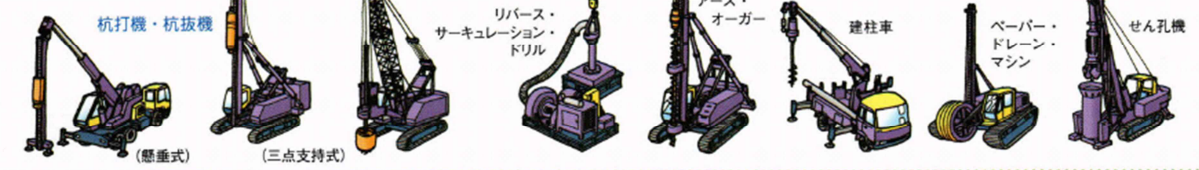
●掘削用機械



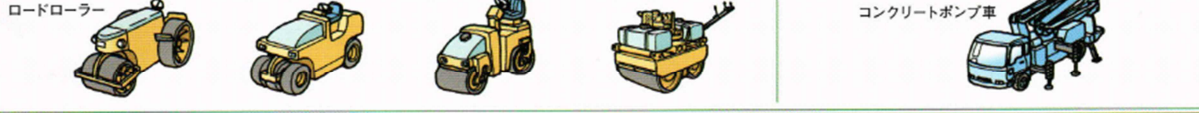
●解体用機械



●基礎工事用機械



●締固め用機械



高所
作業車

